

基本方針の策定について

とう しん
答 申

くにたちしじんけん へいわ しんぎかい
国立市人権・平和のまちづくり審議会

れいわ
令和5 (2023) ねん がつ
年6月

はじめに

国立市人権・平和のまちづくり審議会は、令和元年8月5日に国立市長から「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」（以下「条例」という。）に基づき「人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本方針の策定」について諮問を受けて以来、約4年間、23回にわたり熱心に議論を重ねた結果、ここに答申をまとめ、6月29日、市長に提出することができましたことは、大変嬉しく思います。

条例は、日本の法制で初めてソーシャル・インクルージョンの理念を基にあらゆる差別を禁止し、人権が尊重され、多様性を認め合う平和なまちづくりを目指すとして規定したもので、国や他の自治体に先駆けた先進的な内容になっています。これから日本の人権政策を牽引しようとする意気込みに溢れていると高く評価することができます。

国立市民にとってこの条例を有することは、誇りだと思えます。また、この条例によって住みやすいまちが形成され、発展していく原動力になります。

このような高い理想を有する条例が目的を完全に果たし、適切に実行されるためには、審議会に諮問された基本方針が条例の趣旨に完全に沿った内容であることが必須であります。この考えは、審議会委員の中で徹底して共有されていまして、多忙な委員ばかりであったにもかかわらず、時間を惜しまず、熱心に議論を重ねて答申をまとめました。このように熟議を重ねた審議会は、国、地方自治体を問わず決して多くはありません。

また人権課題を抱えた数多くの当事者の方々と意見交換を重ねたことも本審議会の審議の特徴だったと言えます。これは現実に生起している問題を明確にとらえ、将来を展望した効果的な対策を検討するために大変役に立ちました。ご協力をいただいた当事者などの方々に感謝申し上げます。

市長におかれてはこの答申を最大限に尊重いただき、基本方針を策定され、市政の発展にご努力いただきたいと思います。

国立市は、これまでのご努力の積み重ねによって日本で最も人権が尊重されている地方自治体だと思えます。しかし、人権課題は、常に変化し、新しい困難な課題が出現します。国立市では国内外の潮流を的確に把握され、躊躇することなく、積極的に取り組まれることによって国立市の人権向上のみな

らず、日本全体の人権向上のために貢献していただくようお願いしてやみません。
終わりに審議会の事務局の職員の方々には大変お世話になりました。本当に
少ない職員で膨大な資料の準備を始め、大きな負担をかけてしまいました。審
議会が、気持ちよく充実した審議ができたのも事務局の職員の並々ならぬお
支えがあったからに他なりません。厚く感謝申し上げます。

くにたちしじんけん へいわ しんぎかい
国立市人権・平和のまちづくり審議会
かいちょう すみたに しげる
会 長 炭 谷 茂

もくじ 目次

はじめに

1. 国立市人権・平和のまちづくり審議会の役割と審議の経過	
(1) 審議会の役割	1
(2) 審議の経過	1
2. 審議における基本姿勢	
(1) 人権課題をとりまく国内外の状況	2
(2) 基本条例が示す恒久的な理念の推進	2
3. 多様な人権課題の把握	6
4. 市が基本方針を策定するに当たっての基本的な考え方	
(1) 基本理念について	13
(2) 人権教育・啓発の推進について	15
(3) 人権救済、相談支援体制について	17
(4) 人権に配慮した環境整備について	20
(5) 平和施策について	22
5. 推進体制	
(1) 推進体制について	24
(2) スケジュールの策定と財源（予算）確保について	25

参考資料

(1) 諮問書	29
(2) 人権・平和のまちづくり審議会委員一覧	30
(3) 人権・平和のまちづくり審議会開催経過	32
(4) 国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり 基本条例	33
(5) 国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり 基本条例施行規則	39

1. 国立市人権・平和のまちづくり審議会の役割と審議の経過

(1) 審議会の役割

国立市人権・平和のまちづくり審議会（以下「当審議会」という。）は、国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例（以下「基本条例」という。）第16条及び基本条例施行規則に基づき、令和元（2019）年7月1日に設置された市長の附属機関です。市長の諮問に応じて、基本条例第9条に定める基本方針や第10条に定める推進計画に関すること等についての調査及び審議を行い、その結果を市長に答申する役目を担っています。

(2) 審議の経過

当審議会は、令和元（2019）年8月5日に、国立市長から「人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本方針の策定」についての諮問を受け、約4年間にわたり、計23回の議論を重ねてきました。

当審議会は、国立市がソーシャル・インクルージョンの理念の下、人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちの実現を目指していることを踏まえ、審議会の回数や答申の時期をあらかじめ定めることなく、丁寧な議論を心掛けて実施してきました。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、会議がなかなか開催できない時期もありましたが、当審議会としては、委員の多様性及び審議内容に鑑み、オンラインでの開催は実施せず、会議室の換気を徹底するなど感染対策を十分に行った上で、全ての会議を参集形式で開催してきました。

さらに、審議においては、その約半数の時間、様々な人権課題の当事者やその支援を行っている方等から人権・差別問題の現状やそれらに対する取組の聞き取りを行い、課題の把握に努め、それら課題に対する考え方や対応方策について議論を行ってきました。

2. 審議における基本姿勢

(1) 人権課題をとりまく国内外の状況

昭和22(1947)年5月に、基本的人権の尊重、国民主権、平和主義を大きな柱とする日本国憲法が施行されました。日本国憲法が保障する人権は、「侵すことのできない永久の権利」(第11条)であり、「国政の上で、最大の尊重を必要とする」(第13条)と定められています。そしてその翌年の昭和23(1948)年12月には、はじめて人権の保障を国際的にうたった「世界人権宣言」が国連総会で採択されました。生命・身体、安全のほか多くの基本的人権についての基準が示されており、全ての人がいかなる事由による差別をも受けることなく、これらの人権を享有できると宣言されています。この日本国憲法の施行及び世界人権宣言以降、国内における法整備や国際的な条約、宣言等により多くの人権が保障されるようになりました。

しかし、世界では今もなお戦火に怯え人権侵害に苦しむ人々、人種や民族等の違いで迫害を受ける人々がいます。日本国内においても、特に社会的弱者への制度的・社会的、また直接的・間接的な差別や人権侵害——子どもや高齢者等に対する虐待、女性に対する暴力、しょうがいしゃ※や性的マイノリティに対する差別や偏見、出生や出自、国籍や人種・民族に対する排他的言動など、日本国憲法が保障する基本的人権に関する問題が今もなお起こり続けています。

当審議会としては、このような国内外の状況を踏まえ、あらゆる人権侵害や差別が現に存在するという立場・意識を基本的な姿勢として審議を行ってきました。

※ 国連において、「障害」の「害」には悪いイメージがあり、新しいイメージを求めて「しょうがいしゃ」とひらがな表記が用いられていることから、当審議会としては、本答申においても、既存の固有名詞や引用を除いてひらがな表記をしています。

(2) 基本条例が示す恒久的な理念の推進

国立市が平成31(2019)年4月1日から施行している基本条例は、平成30年国立市議会第4回定例会において全会一致で可決された条例です。

この基本条例は、「人権侵害を許さない」と高らかに宣言しています。そして、この基本条例の最大の特徴は、前文の「今もなお、人種、皮膚の色、

民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等を理由とした不当な差別や暴力等の人権侵害が存在し、日常の暮らしの脅威となっている。また、一人一人の多様性に対する無理解と無関心に起因して、争いや衝突が生じている。そして、この人権侵害や争い等については、誰もが、無意識的に又は間接的に当事者となる可能性を持つ。」という部分に見て取れます。まず、「今もお（中略）脅威となっている。」の一文については、他の法律や条例を見てもここまでの項目を列挙している例は珍しく、基本条例が広範囲な人権侵害を包括的に捉えていることを示しています。「また、一人一人の（中略）生じている。」の一文及び「そして（中略）可能性を持つ。」の一文については、差別感情や偏見は誰にでもあり、被害者になってしまうだけでなく、無意識に、または直接的に差別行為をしなくても、無理解や無関心などにより、間接的に加害者側に立ってしまうおそれがあることを示しています。そして、このような前文の考え方の下、第3条においてあらゆる差別を包括的に禁止しています。国立市で基本条例が施行された当時、このような条例を掲げる地方公共団体は他にありませんでした。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、障害を理由とする差別の禁止が規定されていますが、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）、「部落差別の解消の推進に関する法律」は、明確に差別を禁止する規定を設けていません。そのような状況下、国立市があらゆる差別を包括的に禁止する条例を市議会全会一致で可決し施行したことは、大変先駆的なことだったと言えます。

これを具体的に実現するため、次の事項を掲げていることも基本条例の優れた点と言えます。

- ソーシャル・インクルージョン（全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合うこと）の理念を第一に掲げている（第1条）
- 市長の使命として、ソーシャル・インクルージョンの理念の下でまちづくりの基礎を判断しなければならないことを規定している（第4条）
- 地域の実情に応じて、不当な差別の解消を始めとする人権救済のために必要な措置を講ずることとしている（第12条）
- 「国立市平和都市宣言」の告示日である6月21日を「くにたち平和の日」、

6月21日から6月27日を「くにたち平和推進週間」と定め、人権・平和の
まちづくりの推進を図ることとしている（第15条）

また、令和4（2022）年10月に国連の障害者の権利に関する委員会から
8月に実施した日本政府への審査を踏まえ出された総括所見では、障害者
が他者と対等であり人権の主体であると認識し国内法制及び政策を見直す
ことや、障害、性別、年齢、民族、宗教、ジェンダー自認、性的指向及び
その他いかなる身分を理由とした複合的かつ交差的な差別形態※や合理的
配慮の拒否を含めた、障害に基づく差別を禁止するために障害者差別
解消法を見直すこと、優生思想及び非障害者優先主義に基づく考え方に
対処する観点から津久井やまゆり園事件を見直し社会におけるこうした考
え方の助長に対する法的責任を確保すること、障害者が居住地及びどこで
誰と地域社会において生活するかを選択する機会を確保し、グループホーム
を含む特定の生活施設で生活する義務を負わず、障害者が自分の生活につ
いて選択及び管理することを可能にすること、インクルーシブ教育やイン
クルーシブ就労を速やかに実施すること等、多くの勧告や懸念が示されま
した。

さらに、同じく国連の自由権規約委員会が同年11月に日本政府に対して出
した「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（自由権規約）の実施状況
についての総括所見では、性的マイノリティの人々に対する固定的観念及び
偏見を払拭するための啓発活動を強化するとともに、同性カップルが公営
住宅へのアクセス及び同性婚を含む全ての権利を受けられるようにするこ
と、ヘイトスピーチ解消法の適用対象を、外国ルーツの人たちだけでなく
被差別部落出身者、先住民等にも拡大し、出自に関係なく全ての人に対
する差別的言動・行動を対象とするとともに、性的マイノリティを含めて
ヘイトスピーチとヘイトクライムを明確に犯罪化するため刑法を改正する
こと等、多くの勧告や懸念が示されました。

これら国際的な視点での勧告や懸念について、国立市の基本条例はまさ
にその理念が取り入れられた内容となっており、基本条例にうたわれて
いるソーシャル・インクルージョンの理念が、いままさに日本政府に求めら
れていると言えます。

当審議会としては、この基本条例が示す恒久的な理念を永続的に推進す

ることの重要性を再認識し、基本的な姿勢として審議を行ってきました。

※ 最近の女性差別撤廃委員会の勧告など国連文書において、マイノリティ女性に関連する箇所で「複合差別/交差的な差別 (multiple/intersectional forms of discrimination) という文言が出てくる。この intersectionality (交差性) とは、人種、エスニシティ、ネイション、ジェンダー、階級、セクシュアリティなど、さまざまな差別の軸が組み合わさり、相互に作用することで独特の抑圧が生じている状況をさす。(徐阿貴〔福岡女子大学教員〕「人権の潮流『Intersectionality (交差性) の概念をひもとく』」国際人権ひろば No. 137 (一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター、2018年1月発行) 8～9頁参照)

3. 多様な人権課題の把握

当審議会においては、諮問事項について審議するに当たり、様々な人権課題の当事者等からその現状について直接ご意見を伺い課題を把握することが重要であるとの認識にいたりしました。そのため、計11回にわたり、当事者等に直接審議会の場へお越しいただき、それぞれの課題等について話を伺い、委員との意見交換を行ってきました。

各人権課題に共通する内容については、次項4. でその考え方等を示していますが、各課題における特有の状況もあることから、以下において、当事者等から伺った個々の特徴的な側面を示します（あくまで当審議会において審議に際し伺った範囲の内容であり、あらゆる人権課題を網羅的に聴取・把握したものではないことにご留意ください。）。

国立市においては、諸課題のあり様や状況の把握を一層深めていくことが不可欠であり、市民との対話や協議を深めることを追求し続ける必要があります。また、各当事者一人一人がまちづくりの主体であることや、まちづくりの主体としてふさわしい参画の形・場が必要であることに十分留意して基本方針を策定することを求めます。

（以下、当審議会において意見を伺った順に記載）

① 朝鮮半島にルーツのある人

戦前からの歴史的経緯により、日本には朝鮮半島にルーツを持つ人々が暮らすようになりました。国立市にも多くの在日コリアンが在住しているほか、多摩地域には、立川市に西東京朝鮮第一初中級学校、町田市に西東京朝鮮第二幼初中級学校、小平市に朝鮮大学校等の教育機関もあります。近年、全国的に問題化している在日コリアンへのヘイトクライムやヘイトスピーチをはじめとした差別的な言動に対しては、毅然と反対し、防止に努め、一人一人が民族的アイデンティティを尊重しながら、安心して生活できる地域社会を目指す必要があります。一方、戦後新たに渡日した人々も含め、在日外国人は多様化しつつ増加しており、現在国立市には、約1,700人※が在住しています。また、日本国籍者の中にも、海外ルーツの人やミックスルーツの人もあります。文化的背景や言語、生活習慣の違いが摩擦や排除を生まないために、多様なルーツを持つ一人一人がそれぞれ必要とす

る情報にアクセスでき、疎外感を抱かず地域の一人と感じながら暮らすことのできるよう強力かつ効果的な施策を講じることが求められます。

※ 令和4（2022）年1月1日時点。内訳は、中国籍約680人、韓国・朝鮮籍約340人、ベトナム籍約140人など。昭和55（1980）年当時の約350人と比較すると約5倍となっている（統計くになち（令和4年度版））。

②しょうがいしゃ

街なかの段差や車椅子に対応していない施設など物理的なバリアに加え、しょうがいしゃへの配慮に欠ける言動など心理的なバリアが依然として存在しています。国立市では、平成18（2006）年の「国立市第三次地域保健福祉計画」※¹の策定に当たって当事者委員が参画して計画を策定したり、しょうがい当事者の声を受けて同年から「地域参加型介護サポート事業」※²をスタートさせるなど、当事者の声を反映させた取組が行われています。また、平成17（2005）年には「しょうがいしゃがあたりまえにくらすまち宣言」を行い、平成27（2015）年に「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の条例」を制定しています。「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち」であるためには、住まいの確保と介護の保障が必要不可欠です。例えば重度のしょうがいしゃは、24時間365日生活のどの場面でも介護が欠かせません。日常の在宅や外出時のみならず入院時、就学就労時にも保障されるべきです。加えて、介護の人材不足が深刻ですが、大学等と連携した人材確保を進めるなど、市が責任を持って派遣のための支援を行う対策が早急に必要です。しょうがいを「医学モデル」ではなく「社会モデル」※³として捉え、しょうがいしゃ一人一人の特性を踏まえた積極的な合理的配慮、しょうがいしゃ支援施設や特別支援学校（学級）の在り方の検討、誰もが利用できる文化財等の在り方の検討、フルインクルーシブ教育の実現に向けた検討等を行い、フルインクルーシブ社会の実現に向けた強力かつ効果的な施策を講じることが求められます。

※¹ 平成18（2006）年から平成22（2010）年までの5年間計画。市民、サービス提供者、当事者を中心とした審議委員で、特にしょうがいしゃは身体・知的・精神の三しょうがいの当事者それぞれが委員として参画（国立市として初めての試み）。

※² 地域の力を活用し、しょうがいしゃ本人が推薦した介護人が食事、排泄、家事などの支援を行う制度。

※³ 「障害者の権利に関する条約」（日本は平成26（2014）年に批准）において示された障害の捉え方。従来の障害の捉え方は、障害は病気や外傷等から生じる個人の問題であり、医療を必要とするものであるという、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものであった一方、障害者権利条約

では、障害は主に社会によって作られた障害者の社会への統合の問題であるという、いわゆる「社会モデル」の考え方が反映された（「障害者権利条約」パンフレット（外務省 2018年3月発行）より一部引用）。

③被差別部落

国立市内には、被差別部落出身者が、江戸時代頃から市内で生活してきた人々、近隣や他の地方から移ってきた人々などの形で存在しています。それらの人々に対する就職、結婚、その他の社会生活の場面での差別事象が今なお報告されており、問題が解決していないのが実情です。近年では、インターネット等を利用した差別事象が全国的にも深刻な社会問題となっていますが、国立市内に直接的に関係する事案も起こっています※¹。また、戸籍を使って差別のための情報入手する行為の問題も指摘されており、市は、国立市本人通知制度※²をスタートするなど取組を進めてきています。部落差別の歴史や現状を正しく学ぶ機会を創出し、課題やニーズ、相談に応えていくための強力かつ効果的な施策を講じることが求められます。

※¹ 全国に数百通の差別手紙が送付され、その一部については国立市内にも送られた。また、インターネット上に全国の被差別部落を一覧化した情報が流され、それを掲載した書籍の販売が宣伝された。いずれも国立市においては、拡散防止等の対応が行われている。

※² 人権尊重の観点から、本籍地および筆頭者が記載された住民票・戸籍の附票及び戸籍を本人等以外の人が委任状や第三者請求により交付した場合に、登録した人に交付の事実を通知する制度。

④インターネット上の誹謗中傷

近年、インターネットの匿名性を悪用したSNS等での特定の個人や民族等を対象とした誹謗・中傷、差別的な書き込み、個人情報掲載によるプライバシーの侵害、児童ポルノやリベンジポルノなど、人権を軽視した行為が社会的な問題となっています。インターネット上の監視・対応（モニタリング）に加え、何気ない書き込みによって相手を傷つけたり思わぬトラブルに発展することにもつながるため、インターネット上の情報を正しく理解するためのメディアリテラシーの向上やインターネットの正しい使い方・モラルを身に付ける対策など強力かつ効果的な施策を講じることが求められます。

⑤災害時の要援護者

平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災では、東京都内において多くの帰宅困難者が発生するなど、大規模災害時における帰宅困難者や

避難された方への対応が必要不可欠なことが明らかとなりました。なかでも、高齢者やしょうがいしゃ、乳幼児を連れた人、外国人などいわゆる災害時における要援護者が、安全に避難し、安心して避難生活を送れる環境を整備しておくことが重要です。災害時における要援護者を想定した情報提供の方法、備蓄や職員の対応スキル向上など強力かつ効果的な施策を講じることが求められます。

⑥感染症、疾病

新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染者やその家族、医療従事者等のエッセンシャルワーカーに対する誹謗中傷や嫌がらせが全国的に問題となりました。感染症や疾病に関する差別への対応は、ハンセン病患者、HIV感染者・エイズ患者、結核患者等に対する人権侵害の歴史から学ばなければなりません。とりわけハンセン病患者は、平成8（1996）年に「らい予防法の廃止に関する法律」が成立するまで基本的人権を奪われた状態にあり、その後も元患者やその家族への差別・偏見が社会に根深く存在し続けています。感染症や疾病は誰もが当事者になり得る問題としてとらえ、不安解消のために当事者を排除するのではなく、正しい知識を身に付けるための強力かつ効果的な施策を講じることが求められます。

⑦女性

国における法整備や各地方公共団体における個別対応など、家庭生活、職業生活、社会生活、学校生活等の上で男女間格差の是正や女性活躍に向けた制度整備が進められていますが、現実の生活や関係性における性別役割分担意識はまだ根強く、子育てや介護等の家庭内労働ではその全般を女性が担う立場に置かれ、負担が大きいといった現状があります。また、配偶者等からの暴力（DV）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー被害等、女性に対する暴力や人権侵害、社会的孤立、生活困窮が社会的問題として指摘されています。女性が性別や年齢、各ライフステージで社会的・経済的不利益を被ることがないように、また、暴力等の人権侵害に対する支援等、強力かつ効果的な施策を講じることが求められます。

⑧ 職業

例えば清掃関係や建設関係の職種等、社会基盤を支える重要な職業であるにも関わらず、いわゆる「きつい」「危険」「汚い」といったイメージのみが先行し、当該職業の当事者に対する心無い落書きや偏見、差別的発言が現在でも起こっている状況があり、当事者の中には、差別を恐れて家族や親しい友人等にも自身の職業について公にできずにいる人もいます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に関連した医療従事者等への偏見や差別も全国的な問題となりました。様々な職業に関する正しい知識を子どもの頃から身に付けることが重要であり、そのための強力かつ効果的な施策を講じることが求められます。

⑨ 高齢者

高齢者虐待など、高齢者に対する人権侵害の相談・通報は年々増加傾向にあります※。高齢や認知症等の原因により判断能力が低下した高齢者の意思決定については、本人が意思決定できないから代行するのではなく、本人が意思決定できるように工夫をしその判断を尊重することが大切です。人生100年時代と呼ばれる時代のなか、一人一人の高齢者が、就労や居場所に困らず、受けたい医療や福祉等のサービスを受けることができる、つまりは人間としての尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続ける仕組みづくりが重要であり、そのための強力かつ効果的な施策を講じることが求められます。

※ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査（厚生労働省）

⑩ 子ども・若者

我が国の子どもの貧困率は13.5%と、7人に1人の割合で子どもが貧困状態にあります※¹。また、子どもの自殺者数※²、児童虐待件数※³ともに年々増加傾向にあり、いじめの認知件数※⁴も高い水準で推移し続けています。加えて近年ではヤングケアラーの問題が顕在化するなど、子どもや若者を取り巻く課題は山積しており、子どもが自分らしく生きて育つ権利が奪われてしまっている現状があります。子どもの権利を守ることは喫緊の課題であり、学校、家庭、地域及びその他関係機関との連携を図りながら地域社会全体で子どもの育ちを支えるための強力かつ効果的な施策を講

じることが求められます。

- ※1 国民生活基礎調査(2019年厚生労働省) / ※2 自殺の統計(厚生労働省) /
※3 福祉行政報告例(厚生労働省) /
※4 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省)

⑪ハラスメント

ハラスメントにも多種多様なものがありますが(セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント、スクール・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなど)、ハラスメントという言葉が一般的によく聞く言葉となることにより言動の悪質性を認識しやすくなった反面、違法性が逆に薄まってしまっているという側面もあることから、その言動を単なる現象として捉えるのではなく人権侵害や差別につながる問題として強力かつ効果的な施策を講じることが求められます。

⑫刑を終えて出所した人

犯罪をした人や非行のある少年の中には、心身に問題を抱えており住むところや仕事がなかったり、頼ることのできる人がいない、生活環境に恵まれない、あるいは本人に社会生活上の問題があるなどの理由で、すぐに自立更生ができない人がいます。こうした人たちを一定期間保護して円滑な社会復帰を助け再犯を防止する役割を担っているのが更生保護施設であり、地域行事に参加するなど近隣住民との交流を図り施設や入所者に対する理解促進に努めていますが、「怖い」というイメージ等により理解や協力を得にくい状況があります。また、就職後の職場内での差別や偏見、その家族に対する誹謗中傷も起きています。当事者の更生意識を高めるとともに地域社会が協力して当事者の社会復帰を支援することが重要であり、強力かつ効果的な施策を講じることが求められます。

⑬性的指向、性自認(SOGI (Sexual Orientation (性的指向) and Gender Identity (性自認)))

国立市は、平成30(2018)年から「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」を施行しており、性的指向や性自認等を起因とする人権侵害及び本人の意に反した性的指向、性自認等の公表(アウティング)を禁止しています。性的指向や性自認に関わる差別的言動やハラスメント(SOGI ハラスメント)、アウティング等に起因する人権侵害が起き続け

している状況下、市の条例の精神にのっとり、こうした人権侵害を未然に防ぐためには、性的指向や性自認に関する知識、特にマイノリティの属性を有する人々に対する正しい知識を持つことが何よりも重要です。性的指向や性自認に関わらず、誰もが自分らしく地域で暮らすことのできる社会の実現に向け強力かつ効果的な施策を講じることが求められます。

⑭アイヌの人々

令和元(2019)年5月から「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されていますが、アイヌの人々の心情を傷つける表現がテレビ番組で放送されたり(令和3(2021)年3月)、同年4月には国立市内の街路灯にアイヌの人々に対する差別につながる恐れのある落書きが見つかるなど、アイヌの人々に対する正しい理解はまだまだ浸透していません。北海道のみならず、例えば関東圏にも多くのアイヌにルーツをもつ方々が暮らしていますが、差別や偏見を恐れ、自身がアイヌであることを明かさない人も多数存在していると言われています。アイヌの人々が自身のルーツや文化に誇りを持って地域で暮らせるよう強力かつ効果的な施策を講じることが求められます。

⑮婚外子

“子どもは男女が結婚して産むもの”という我が国の根強い社会規範意識の中において、法律上の婚姻関係にない男性と女性との間に生まれた子(婚外子)に対する偏見や差別、その母親に対する偏見や差別が現在の社会においても起きています。伝統的な標準家族の形態に捉われることなく、個人がかけがえのない存在として尊重される社会のため、婚外子に関する戸籍上の記載変更に係る取扱いの更なる周知や国立市本人通知制度の適切な運用など、国の法整備の状況や地域の実情等に応じた強力かつ効果的な施策を講じることが求められます。

4. 市が基本方針を策定するに当たっての基本的な考え方

前述 2. (1) や 3. のとおり、国内外で今もなお人権侵害や差別が起こり続けている状況下において、住民にもっとも近い行政機関である地方公共団体が果たすべき役割は大きく、その意味においても、2. (2) のとおり「人権侵害を許さない」と国立市が基本条例を掲げていることは大変大きな意味も持っています。

基本条例が掲げる「人権・平和のまちづくり」の推進主体は、“国立市役所”だけではなく、市内に在住する人や市内に通勤・通学する人など国立市に関係する全ての人（以下「市民等」という。）です。国立市及び市民等の一人一人が当事者として、自ら考え主体的に行動し、互いに多様性を認め合い人権を尊重することによって、平和なまちを実現することが、「人権・平和のまちづくり」であり、地域社会全体でその実現のために取り組むことが重要です。

以下において、当審議会が考える、人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るために市が基本方針を策定するに当たっての基本的な考え方を示します。国立市においては、十分に留意の上、基本方針を策定することを求めます。

(1) 基本理念について

2. で述べた、当審議会の審議における基本姿勢（人権課題を取り巻く国内外の状況及び基本条例の示す恒久的な理念の推進）は、人権・平和のまちづくりの推進における基本理念となるものです。あわせて、以下の内容についても、その基本理念として重要な視点となるものです。

① 基本的姿勢

- 人権侵害や差別は“過去の出来事”や“自分とは関係のない別の世界で起こっている出来事”ではありません。現在の社会においても、あらゆる場面において社会的不平等が存在し、人権侵害や差別があります。まずはそのことをしっかりと認識することが重要です。そして、だからこそその是正が必要であるという立場で、人権・平和のまちづくりを推進することが必要です。

- 人権侵害や差別は許されない・させない・しないという市の強い意志と、誰一人取り残さない、誰一人排除されないというソーシャル・インクルージョンの理念について、あらためて打ち出すことが必要です。
- 特に、人権侵害に関わる重大な事案が起きた場合、市長が「人権侵害を許さない」という趣旨の声明を自らの言葉で市民等に向けて発信することで、市として毅然とした姿勢をとる効果は大きく、そのような対応を行うことが必要です。

- 「支援をしてあげる側」「支援をしてもらう側」という上下関係があるような区別を存在させず、一人一人が権利の主体であるとの認識の下、その人のアイデンティティを尊重することが必要です。また、人権課題に関することを、その当事者を抜きにして決めることなく、あくまでも当事者の声を聞き当事者に寄り添った対応を行うことが必要です。

②国際的な視点

- 前述 2. (2) のとおり、国連の障害者の権利に関する委員会による日本政府への勧告（総括所見）では、日本国内における様々なしがらみや施策に対する懸念や勧告がなされているほか、自由権規約委員会による日本政府への勧告（統括所見）では、マイノリティの権利に関する懸念や勧告がなされています。そのほかにも例えば、世界経済フォーラムが発表するジェンダー・ギャップ指数※1では、男女平等参画における世界の中での日本の状況が浮き彫りになっています。さらには、国際的には複合差別やインターセクショナリティ（＝交差性）※2という視点も重視されており、これら国際的な視点や基準等も積極的に参考にして人権・平和の課題を捉え対応することが必要です。

※1 令和5（2023）年に発表されたジェンダー・ギャップ指数の日本の総合順位は、146 か国中125位となっている（2022年は146 か国中116位）。

※2 本答申5ページの注釈を参照。

③効果的な表現等

- 子どもや高齢者、しょうがいしゃ、外国人等特に日本語が母語でない人など、全ての市民等が理解できるようわかりやすい言葉で記載したり表現することが必要です。

また、“行政のみで決定した内容を後から市民へ伝える”のではなく、
策定時から当事者や市民等の声を丁寧に聞き、それを市政に最大限活
かす姿勢であることが必要です。

○ 市長を含め、全ての市職員が基本理念を十分理解し、日々の業務の
中でその基本理念を自らの言葉や態度で具現化することが必要です。

○ 方針や計画等の策定途中であっても、実施できる取組や当然実施す
べき取組については、その策定を待たずに積極的に取組を進めること
が必要です。

(2) 人権教育・啓発の推進について

私たちは、誰しものが無意識のうちに誰かを差別してしまったり、反対に、
自身が差別されたりする可能性があります。そしてそれは、知識の欠如や
誤解によって生じることが多くあります。

このことから、子どもから高齢者まで全ての市民等が、人権に関する知識
を十分に身に付けるとともに人権意識を向上していく必要がありますが、
そのためには、日常生活上での学びだけでなく、地方公共団体などの
行政機関が、人権教育・啓発の推進に関する法律等に基づき、以下の視点
も踏まえた意図的かつ計画的な人権教育・啓発を不断に行うことが必要
です。

① 基本的姿勢

○ 国立市は、国連が定めた「人権デー」（毎年12月10日）に合わせて、
様々な人権課題をテーマとした啓発事業を市民等と協働で実施したり、
「くにたち男女平等参画ステーション」（通称「パラソル」）の活動を
通じて男女平等参画施策や性的マイノリティに対する支援事業を行
ったりするなど、他の地方公共団体と比べても人権教育・啓発に熱心
に取り組んでいます。引き続きあらゆる機会や手段（講演会、学習会、
展示、研修、インターネット、動画、チラシ・ポスター、冊子等）を
通じて、人権侵害や差別を許さないという強い意志を、市民等に継続的
に発信することが必要です。その際、「国立市誰もがあたりまえに暮ら

すまちに^くするための「しょうがいしゃ^{せんげん}があたりまえに暮らす^ままち宣言」
の^{じょうれい}条^く例^{くにたちしじょせい}」や「^{だんせいおよ}国立市女性と男性及び^{たよう}多様な^{せい}性の^{びやうどうさんかく}平等^{すいしん}参画を推進する
条^{じょうれい}例^{じんけん}」などの^{かんれん}人権に関連する^た他の^{じょうれいとう}条^{いっそう}例^{しゅうち}等^{おこな}についても一層の周知を行
う^{ひつよう}ことが必要^{ひつよう}です。

また、市内の^し学校^{がっこう}や民間^{みんかん}団体^{だんたい}等との^{れんけい}連携^{きんりん}のほか、^ち近隣^ちの^{ほうこうきやうだん}地方公^{たい}共^{へいわしゅちやうかいぎ}団^{へいわぶんか}体^{すいしん}や「^{きかん}平和首^{れんけい}長^{きかん}会^{れんけい}議^{きかん}」などの^{ないう}平和^{じゅうじつ}文化^{ひつよう}を推進する^{ひつよう}機^{ひつよう}関^{ひつよう}とも^{ひつよう}連携^{ひつよう}し、そ
の^{ひつよう}内容^{ひつよう}を充^{ひつよう}実^{ひつよう}させることが必要^{ひつよう}です。

②^{じんけんはくぶつかん}人権博物館

○ ^{くにたちし}国立市における^{じんけんもんだい}人権問題^しや市^{じんけんし}の人権^{さく}施策^{かん}に関する^{とりくみ}取組^{こくさいてき}、国際^{こくさいてき}的な
^{してん}視点^{じんけん}での^{こくない}人権^{じんけん}、国内^{れきし}における^じ人権^{せだい}の^{つた}歴史^{かた}などを^つ次世代^{かた}へ^つ伝える・^つ語り継^つぐ
^{しゅだん}手段^{じんけんはくぶつかん}として、^{せっち}人権博物館^{ゆうこう}の^{しゅだん}設置^{ひと}は^{じんけんしんがい}有効^{じんけんしんがい}な^{じんけんしんがい}手段^{じんけんしんがい}の一つ^{じんけんしんがい}です。^{じんけんしんがい}人権^{じんけんしんがい}侵害^{じんけんしんがい}や
^{さべつ}差別^{じじつ}の^{れきしとう}事実^{まな}・^{くうかん}歴史^{くうかん}等^{くうかん}について^{くうかん}学^{くうかん}ぶ^{くうかん}ことが^{くうかん}できる^{くうかん}空間^{くうかん}である^{くうかん}とともに、^{くうかん}市^{くうかん}民^{くうかん}等^{くうかん}が^{くうかん}日^{くうかん}常^{くうかん}的に^{くうかん}人権^{くうかん}や^{くうかん}平和^{くうかん}について^{くうかん}学^{くうかん}び^{くうかん}合^{くうかん}たり、^{くうかん}当^{くうかん}事^{くうかん}者^{くうかん}と^{くうかん}交^{くうかん}流^{くうかん}し
^{くうかん}たり^{くうかん}できる^{くうかん}など、^{くうかん}誰^{くうかん}も^{くうかん}が^{くうかん}排^{くうかん}除^{くうかん}される^{くうかん}こと^{くうかん}なく^{くうかん}安^{くうかん}心^{くうかん}して^{くうかん}集^{くうかん}い^{くうかん}交^{くうかん}流^{くうかん}する^{くうかん}場
^{くうかん}として^{くうかん}の^{くうかん}国立^{くうかん}市^{くうかん}ら^{くうかん}しい^{くうかん}人権^{くうかん}博^{くうかん}物^{くうかん}館^{くうかん}の^{くうかん}設^{くうかん}置^{くうかん}に^{くうかん}向^{くうかん}け^{くうかん}た^{くうかん}検^{くうかん}討^{くうかん}を^{くうかん}進^{くうかん}め^{くうかん}る^{くうかん}こ^{くうかん}と^{くうかん}が
^{くうかん}必^{くうかん}要^{くうかん}です。

この^{じんけんはくぶつかん}人権博物館^{せっち}の^{せっち}設置^{こんご}については、^{じんけんかだい}今後^{とうじしゃ}、^し人権課題^しの^し当^し事^し者^しや^し市^し民^し等^し
^{いけん}から^き意^き見^きを^き聴^きく^き機^き会^きを^き設^きける^きこ^きと^きや、^き実^き現^きに^き向^きけ^きた^き組^き織^き体^き制^きを^き構^き築^きす
^{ぐたいてき}る^{ぐたいてき}など^{ぐたいてき}その^{ぐたいてき}具^{ぐたいてき}体^{ぐたいてき}的^{ぐたいてき}な^{ぐたいてき}対^{ぐたいてき}応^{ぐたいてき}が^{ぐたいてき}な^{ぐたいてき}さ^{ぐたいてき}れる^{ぐたいてき}こ^{ぐたいてき}と^{ぐたいてき}を^{ぐたいてき}期^{ぐたいてき}待^{ぐたいてき}し^{ぐたいてき}ま^{ぐたいてき}す。

③^{しゃかいきやういく}社会教育

○ ^{じんけん}人権^{だれ}について^{きがる}誰^{まな}でも^{きかい}気^{きかい}軽^{きかい}に^{きかい}学^{きかい}ぶ^{きかい}こ^{きかい}と^{きかい}が^{きかい}で^{きかい}き^{きかい}る^{きかい}機^{きかい}会^{きかい}と^{きかい}場^{きかい}を^{きかい}創^{きかい}出^{きかい}する
^{じゅうよう}こ^{じゅうよう}と^{じゅうよう}は^{じゅうよう}重^{じゅうよう}要^{じゅうよう}で^{じゅうよう}あ^{じゅうよう}り、^{じゅうよう}公^{じゅうよう}民^{じゅうよう}館^{じゅうよう}等^{じゅうよう}の^{じゅうよう}生^{じゅうよう}涯^{じゅうよう}学^{じゅうよう}習^{じゅうよう}関^{じゅうよう}係^{じゅうよう}施^{じゅうよう}設^{じゅうよう}が^{じゅうよう}実^{じゅうよう}施^{じゅうよう}する^{じゅうよう}市^{じゅうよう}民^{じゅうよう}向^{じゅうよう}
^{こうぎとう}け^{こうぎとう}講^{こうぎとう}座^{こうぎとう}等^{こうぎとう}を^{こうぎとう}充^{こうぎとう}実^{こうぎとう}さ^{こうぎとう}せる^{こうぎとう}など、^{こうぎとう}人権^{こうぎとう}に^{こうぎとう}関^{こうぎとう}する^{こうぎとう}社^{こうぎとう}会^{こうぎとう}教^{こうぎとう}育^{こうぎとう}を^{こうぎとう}一^{こうぎとう}層^{こうぎとう}推^{こうぎとう}進^{こうぎとう}する
^{ひつよう}こ^{ひつよう}と^{ひつよう}が^{ひつよう}必^{ひつよう}要^{ひつよう}です。

また、^{じんけん}人権^{かん}に^{かん}関^{かん}する^{かん}市^{かん}民^{かん}等^{かん}の^{かん}活^{かん}動^{かん}を^{かん}支^{かん}援^{かん}する^{かん}た^{かん}め、^{かん}公^{かん}民^{かん}館^{かん}等^{かん}の^{かん}施^{かん}設^{かん}を^{かん}
^{ひろ}広^{ひろ}く^{ひろ}市^{ひろ}民^{ひろ}等^{ひろ}に^{ひろ}開^{ひろ}放^{ひろ}する^{ひろ}こ^{ひろ}と^{ひろ}も^{ひろ}必^{ひろ}要^{ひろ}です。

④^{がっこうきやういく}学校教育

○ ^{がっこう}学校^こにおいては、^{はったつだんかい}子^あども^あた^あち^あの^あ発^あ達^あ段^あ階^あに^あ合^あわ^あせ^あて^あ組^あ織^あ的^あか^あつ^あ計^あ画^あ的^あ
^{じんけんきやういく}に^{すいしん}人権^{すいしん}教^{すいしん}育^{すいしん}を^{すいしん}推^{すいしん}進^{すいしん}する^{すいしん}こ^{すいしん}と^{すいしん}が^{すいしん}必^{すいしん}要^{すいしん}です。また、^{さまざま}様^{じんけんかだい}々^{じんけんかだい}な^{じんけんかだい}人権^{じんけんかだい}課^{じんけんかだい}題^{じんけんかだい}の^{じんけんかだい}当^{じんけんかだい}事^{じんけんかだい}

者が、直接子どもたちの前で差別の実態等について語ることはとても大切であり、また有効な営みでもあります。人権に関する講話等を単に子どもたちが一方的に聞くのみの活動とするのではなく、当事者と交流し理解を深めたり、さらに主体的に学習を進めたりし、子どもたちの学びが深くなるよう取組の充実を図ることが必要です。

さらに、教職員が人権教育の意義やねらいについて理解を深めることができる研修等を一層充実させることが必要です。

⑤当事者に寄り添った対応

- 「Nothing About Us Without Us（私たちのことを、私たち抜きで決めないで）」※という言葉もあるように、人権侵害や差別の状況のもとにある当事者が自らの言葉で発信する意義は大変大きく説得力のあるものです。しかし一方で、当事者が自身の人権侵害や差別の状況等を言葉にしたりすることは大変辛いことであるということも理解し、あくまでも当事者の意思や立場に寄り添った人権教育・啓発を行うことが必要です。

※ 「障害者の権利に関する条約」が平成18（2006）年に国連で採択された際、世界中のしょうがい当事者の間で使われたスローガン。

⑥継続の重要性

- 前述のとおり、現在の社会においてもあらゆる場面で社会的不平等が存在し、“知らない”ことに起因した無意識の差別も多く起こっています。このことから、一部の分野や状況に限らず、様々な人権課題を取り上げて人権教育・啓発を行うことが必要です。

また、人権問題は絶えず変化しており、短期的な人権教育や啓発を行うことで市民等の人権意識が急激に向上したり、人権課題が解決するものではありません。だからこそ、人権教育・啓発を不断に継続していくことが必要であり、国立市は、当事者や市民等の声を大切に、関係団体等との連携のもと取組を一層充実させることが必要です。

（3）人権救済、相談支援体制について

人権侵害や差別は、どのような理由があろうと決して許されるものでは

ありません。被害を受けた方が少しでも早く不安のない平穏な日常生活を送れるようになるためには、以下の視点も踏まえた人権救済、相談支援体制の充実が必要です。

①人権救済

- 特に差別意識を持った明らかな人権侵害や差別については、あらゆる救済手段が講じられるべきです。国内の一部地方公共団体においては、具体的な救済手法を既に制度化している状況もあることから、国際的な趨勢や国の法整備の状況、国立市の実態等を踏まえ、罰則等も含む実効性のある救済手法について検討を行うことが必要です。

また、東京都が知事の附属機関として設置している審査会（東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第14条の規定により設置する審査会）のような、地方公共団体から独立して人権侵害が疑われる事案の内容等について調査審査し、地方公共団体に対し意見を述べる第三者機関の設置についても、国立市の実態等を踏まえてその在り方等について検討を行うことが必要です。

- 上記のとおり、明らかな人権侵害や差別に対しては、加害者への罰則を含む実効性のある救済手法について検討が必要ですが、一方で、例えば罰金を科せば課題が解決するというものではありません。加害者の言動によって被害者が深く傷つき、悩み、苦しんでいることを加害者自身が理解することが特に必要です。被害者に対するあらゆる支援策を講じるとともに、加害者に対してソーシャル・インクルージョンの理念を理解できるよう根気強い働きかけが必要です。

- インターネット上での人権侵害や差別については、その内容に応じて法務局等の関係機関へ調査要請や削除要請を速やかに行うことも必要です。そのため、市民等に対するインターネット上での人権侵害や差別について、定期的に監視・対応（モニタリング）する等の対策を講じることが必要です。

- 人権侵害や差別の表れ方は様々です。また、様々な人権課題の要素が重なり合ったりしながらひとつの被害となっているケースも少なく

ありません。そのため、人権救済に当たっては、複合差別やインターセクショナリティ（＝交差性）という視点も踏まえた上で、画一的に制度を運用するのではなく、個々の事情への配慮や被害者に寄り添った丁寧な対応を行うことが必要です。

②相談支援体制

- 現在、国立市は、市民等からの人権に関する相談について、政策経営都市市長室平和・人権・ダイバーシティ推進係が対応しているほか、各部署において個々に対応しており、人権に関する相談を総合的・包括的に扱う専門的な相談窓口はありません。複数要因にまたがる相談や、包括的支援が必要な相談へ対応するためには、人権に関する総合的な相談窓口体制を構築し、相談者にとってワンストップで相談しやすい窓口とすることが必要です。

また、そこに携わる相談員については、単に特定分野の資格等を保有することのみを要件とするのではなく、人権相談に携わる者として人権感覚や相談対応実績を重視し配置することが必要です。

- 市民等から相談を受けた後の一連の対応スキームや、実効的な支援につなげるための国の関係機関、他の地方公共団体、NPO等の民間支援団体との連携など、相談支援を行うための官民一体となった支援体制を構築することが必要です。

また、人権に関する当事者団体やその支援団体等と日頃から情報交換を行うなど連携を深め、相談支援につなげる必要があります。

- 相談の内容によっては、例えば医学的な支援を必要とする相談もあるため、国立市医師会等との連携のほか、民間団体など様々な観点での連携体制を構築し支援につなげる必要があります。また、ソーシャル・インクルージョンの理念や不当な差別の禁止等、基本条例の趣旨を連携先へ伝えるための啓発や研修等を積極的に行うことが必要です。

- 相談支援に関する情報について、日頃から広く市民等に周知することが重要ですが、周知に当たっては、対象者の多様性を踏まえ、分かりやすい情報発信に努めることが必要です。

また、SNS等を活用した相談支援等、様々な手段を用いた多様な入口のある相談支援の体制を構築することが必要です。

- 相談支援の体制構築については、国や他の地方公共団体の状況、市民の要望等も踏まえ、実効的で充実した相談支援体制となるよう適宜見直しを行うことが必要です。

- 全ての市職員が相談支援の対応や連携内容について正しく理解し、日々の業務に従事することが重要であり、具体的な事例を用いた研修等を通じて理解促進を図ることが必要です。

- 表面化しにくい課題があることや、社会的孤立に陥っている人がいることを認識し、相談まで辿り着かない事案があることを理解する必要があります。地域における人と人との関係性が希薄化していると言われる今の時代において、このような事案に対応するためには、相談支援体制の整備など制度的な充実を図ることに加え、市政全体として、人と人とのつながりや地域住民の結びつきを大切にする取組が必要であり、そのつながりの中で表面化してきた課題に対して、行政として丁寧に対応することが必要です。

(4) 人権に配慮した環境整備について

誰もが安心して、地域社会で平穏な日常生活を送ることができる環境を整備するためには、以下の視点も踏まえ人権課題の当事者や市民等の意見を丁寧に聞き、既存の仕組みを不断に見直すことが必要です。

①生活環境の基盤

- 人権に関する様々な悩みや不安を抱える人々が、地域社会の中で多様な人々とつながることで生きがいを持つことや、悩みや不安を共有・解決したりすることができる場(地域コミュニティ)の創出を一層推進することが必要です。

- しょうがいしゃや引きこもり状態にある人など、働きづらさを抱

える人の就労問題に取り組むモデルとして、東京都が推進するソーシャルファームを国立市の実態に応じて推進するなど、多様な人々が地域社会で共に就労することができる環境を整備することが必要です。

- しょうがいしゃや高齢者、乳幼児を連れた人など、人々の暮らしの安全性・快適性を確保するための都市基盤（道路や施設等）のバリアフリー化を一層推進することや、子どもや日本語を第一言語としない人に配慮したやさしい日本語表示など、全ての人が安心安全に地域社会で暮らすことができる環境を整えることが必要です。

- 例えば選挙に際し、しょうがいしゃ、精神的理由や高齢による投票困難者の投票に係る合理的配慮（投票所までの移動、手話通訳、意思決定のための支援者等の保障、郵便投票など）が十分に行われておらず、選挙権を行使できないでいる人がいる状況があり、これらの問題についての早急な対応が必要です。

- このほか、脱施設を見据え、入所施設（しょうがいしゃ支援施設や高齢者介護施設等）への入所を誰もが強制されない環境を構築する（入所するしか選択肢がない状況をつくらない）ことが重要であり、地域で生活することができる環境を整えるなど、誰もが希望する場所で安心して暮らすための支援の充実が必要ではないかという問題提起があり今後検討を深めていく必要があります。

②フルインクルーシブ教育

- 「国立市教育大綱」（令和4（2022）年6月策定）では、「しょうがいのある児童・生徒もしょうがいのない児童・生徒も同じ場で共に学び、相互に成長できるフルインクルーシブ教育を目指す」とされており、令和4（2022）年10月に国連の障害者の権利に関する委員会から日本政府に対して出された勧告や国立市の実態等も踏まえながら、取組を進めることが必要です。

③ジェンダー平等

- 国立市は、平成30（2018）年5月から「くにたち男女平等参画ステ

ーション」(通称「パラソル」)を設置・運営し、全ての人があらゆる分野において個性と能力を十分に発揮し、自分らしく生きることができる社会の実現に向けた啓発や各種相談支援を行っています。また市内には、様々な困難を抱える女性に対する支援活動を行っている民間の女性支援団体があります。引き続き、市民や団体等に対してジェンダー平等についての理解促進に努めるとともに、支援を行っている団体等と連携した各種取組が必要です。

さらに、市の職員配置や附属機関委員の登用に当たっては、旧来的な男性・女性の役割イメージ(固定的性別役割意識)にとらわれることのない配置・登用を行う必要があります。

(5) 平和施策について

国立市は、基本条例の前文において、「国立市が基本条例において掲げる平和とは、単に戦争や紛争がないだけでなく、貧困、飢餓、抑圧、搾取等の社会構造的な困難がなく、かつ、人々の間に不当な差別や暴力を始めとする人権侵害を容認しない意識と、他者への共感、相互の協力、対話といった行動が存在している状態を意味する。このような平和は、多様性を有する個々の人権を尊重することによってこそ、実現することができる。」とうたっています。これは市が平和施策を行う上での根本理念であり、「人権の尊重」と「平和」を同義語として捉えていることを示しています。

また、世界に目を向ければ、国家間の戦争や民族等の対立による紛争等が依然として生じており、国内外において日々の平和な暮らしが危惧される状況下にあります。

これらのことから、国立市においては、基本条例で定める「くにたち平和の日」「くにたち平和推進週間」を中心として、以下の視点も踏まえた積極的な平和施策を講ずることが必要です。

①原爆・戦争体験の伝承等

- 国立市は、被爆地である広島・長崎以外で、原爆体験の伝承活動に取り組んでいる国内唯一の地方公共団体です。また、東京大空襲体験の伝承活動も積極的に行っています。戦後77年を経過し戦争を体

験した世代が年々少なくなる中で、このような原爆や戦争の体験を次世代に継承する取組は大変重要です。新たな伝承者の育成や体験者ご本人の体験談を映像等で残すアーカイブ化など、今後も伝承活動を継続していくための創意工夫を行い、基本条例で定める「くにたち平和の日」及び「くにたち平和推進週間」等において平和施策に取り組むことが必要です。

- このほか、日本における被害の歴史のみならず加害の歴史についても学ぶことが重要ではないかという意見もありました。

②子どもたちの平和学習

- 国立市は、次世代を担う市内の子どもたちを長崎市に派遣し、原爆資料館等の見学や歴史・風土等の学習、現地青少年との交流により相互理解を深め、平和の尊さと歴史を学ぶことを目的に「国立市子ども長崎派遣平和事業」を毎年実施しています。過去の派遣者との交流や現地青少年等との更なる交流などその内容の充実を図りながら、引き続き活動を継続し、次世代を担う子どもたちの平和に関する学び（体験）を一層充実させることが必要です。

③平和文化の振興

- 世界166 か国8,259都市（令和5（2023）年6月1日時点）が加盟する「平和首長会議」の行動計画の一つに、「平和文化の振興」（市民一人一人が日常生活の中で平和について考え行動するという、より根源的な「平和文化」を市民に根付かせ、平和意識を醸成すること）が掲げられており、その推進に向けた役割を国立市が積極的に担い、東京都多摩地域の連携を一層促進させることが必要です。

④教育委員会や学校との連携

- 平和施策の推進に当たっては、次世代を担う子どもたちに伝えることが特に重要であることから、国立市においては、教育委員会や学校と密接に連携し取組を充実させることが必要です。

5. 推進体制

(1) 推進体制について

人権・平和のまちづくりを推進するためには、推進体制の充実強化及び市政を担う職員の人権意識の向上が必要であり、以下の視点も踏まえた取り組みと取り組むことを求めます。

①行政内の推進体制

- 現在、国立市は、人権・平和施策（男女平等参画に関する施策を含む）の中心的役割を政策経営部市長室平和・人権・ダイバーシティ推進係（課長級1名、係長級1名、係員2名）が担っていますが、人権・平和施策を総合的に推進していくためには十分な体制とは言えません。また、市では、男女平等参画施策に関しては、職員の役職に応じた会議体が設けられており（男女平等推進会議（副市長及び部長級）、幹事会（課長級）、男女平等参画兼DV対策推進連絡会（係長級））、定期的に市の男女平等参画に関する課題検討や情報交換、研修等が行われていますが、人権課題全般を扱うような会議体については、同様の会議体は現時点で設けられていません。
- 本答申に示す様々な内容を強力に推し進め、人権・平和施策の総合的な推進を図るためには、市の全職員が一丸となって取り組む必要があります。組織の見直しも含め、行政体制の充実強化が必要です。

②市民等及び当事者の参画

- 人権・平和のまちづくりの総合的な推進のためには、市民等の参画及び協力が不可欠であり、市においては、そのための場や体制づくりが必要で

なお、この点については、行政、市民、関係団体等とで組織する「推進協議会（仮称）」のような機能が考えられるのではないかといい、意見や、外国籍の市民や子どもといった選挙権のない人々の意見についてもしっかりと市政に反映できる仕組みが必要ではないかといった意見もありました。

○ また、当事者は単なる救済の対象やヒアリングの対象ではなく、人権・平和のまちづくりの主体です。当事者の参画についてもしっかりと位置付けることが必要です。

なお、この点については、例えば兵庫県明石市が審議会等の委員10人ごとに1人以上はしょうがいしゃの委員とすることを条例化（明石市民参画条例）していることを参考とするなど、その検討を具体的に行うべきではないかという意見もありました。

③市職員の参画及び人権意識の向上

○ 基本条例では、あらゆる市政の根本にソーシャル・インクルージョンの理念を位置付けるとされており、人権・平和施策の担当者のみならず市政を担う市の全職員が、高い人権意識の下その職務に当たり人権・平和のまちづくりに参画することが求められます。そのため、様々な人権課題に関する職員研修を一層充実させ、市職員の人権意識の向上を図ることが必要です。

なお、研修の実施に当たっては、基本条例のほか、「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の条例」「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」など、人権の観点で関係する他の条例、国際的な取組（条約、歴史、現状等）、市内外の状況等も含めて学ぶことが必要です※。

※ 国立市は、令和4（2022）年度に近隣市と連携して実施した「多摩マッチングプロジェクト」において、参加者の募集に当たり、当初、対象者の年齢条件を男女で差を設け募集していた（男性28～49歳、女性23～44歳）。このことについて市の担当部局は、市民からの指摘を踏まえ、合理的な理由は乏しいと判断し速やかに年齢をそろえて募集し直しイベントを実施した。本件は、性別による差別の禁止や固定的性別役割意識からの脱却を定める「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」の趣旨、行政が実施主体となる事業であることを鑑みると、募集時に男女で年齢差を設けたことについては不当な対応であり、本件のようなことを再び繰り返さないためにも、人権施策を担当する部局以外の職員も含め、基本条例や人権の観点で関係する他の条例、国内外の状況等を理解し業務を遂行することが求められる。

（2）スケジュールの策定と財源（予算）確保について

人権・平和のまちづくりの推進は、全ての市政における根本であり、本答申に掲げるあらゆる取組を市が強力に推進するには、推進体制の充実とあ

わせて、計画的な取組のためのスケジュールの策定及び財政的な裏付けが
必要です。

当審議会としては、各取組に関するスケジュールの策定及び財源（予算）
の確保についての事項を、市がしっかりと基本方針に盛り込み、その実現に
向けた具体的対応を行 うことを求めます。

さんこうしりょう
参考資料



国 政 市 発 第 5 0 号
令 和 元 年 8 月 5 日

国立市人権・平和のまちづくり審議会
会 長 様

国立市長 永 見 理 夫

諮 問 書

国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例第 16 条に基づき、人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本方針の策定について、貴審議会のご意見を伺いたく、諮問いたします。

記

1. 諮問事項

人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本方針の策定

2. 諮問理由

市では、国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例に基づき、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちの実現を目指しています。

人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本方針の策定について、同条例が定める以下の事項を含む内容について、貴審議会のご意見を伺うものです。

- (1) 人権・平和のまちづくりの推進に係る基本理念
- (2) 人権と平和に関する意識向上のための教育及び啓発に関すること。
- (3) 人権救済及び相談支援の体制に関すること。
- (4) 人権と平和に関する分野ごとの施策に関すること。
- (5) 国内外の平和交流に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、人権・平和のまちづくりを推進するために必要な事項。

以 上

国立市人権・平和のまちづくり審議会委員名簿

〔任期：令和元(2019)年 7 月 1 日～令和 3(2021)年 6 月 30 日〕

	氏 名	区分	所 属 等
1	大島 克己	市民	公募市民
2	押田 五郎	市民	公募市民
3	神田 知宏	学識 経験者	小笠原六川国際総合法律事務所弁護士
4	炭谷 茂 (会長)	学識 経験者	社会福祉法人恩賜財団済生会理事長
5	高松 香奈	学識 経験者	国際基督教大学准教授
6	藤沢 靖介	団体 代表者等	部落解放同盟東京都連合会顧問
7	古川 健太郎 (副会長)	学識 経験者	八王子ひまわり法律事務所弁護士
8	三井 絹子	団体 代表者等	国立市しょうがいしゃ団体等協議会代表
9	呂 成姫	団体 代表者等	全国オモニ会連絡会事務局長
10	渡邊 康行	学識 経験者	一橋大学大学院法学研究科教授

(50 音順、敬称略)

国立市人権・平和のまちづくり審議会委員名簿

〔任期：令和 3(2021)年 7 月 1 日～令和 5(2023)年 6 月 30 日〕

	氏 名	区分	所 属 等
1	大島 克己	市民	公募市民
2	押田 五郎	市民	公募市民
3	神田 知宏	学識 経験者	内幸町国際総合法律事務所弁護士
4	炭谷 茂 (会長)	学識 経験者	社会福祉法人恩賜財団済生会理事長
5	韓 東賢	学識 経験者	日本映画大学准教授 ※令和 3(2021)年 12 月 23 日より委嘱
6	藤沢 靖介	団体 代表者等	部落解放同盟東京都連合会顧問
7	古川 健太郎 (副会長)	学識 経験者	八王子ひまわり法律事務所弁護士
8	三井 絹子	団体 代表者等	国立市しょうがいしゃ団体等協議会代表
9	呂 成姫	団体 代表者等	全国オモニ会連絡会事務局長
10	渡邊 康行	学識 経験者	大阪経済法科大学法学部教授 ※令和 5(2023)年 3 月 31 日まで一橋大学大学院法学研究科教授

(50 音順、敬称略)

国立市人権・平和のまちづくり審議会 開催経過

回	開催日	主な内容
第1回	令和元(2019)年8月5日	委嘱状交付、会長・副会長選出、諮問、基本方針策定について
第2回	令和2(2020)年6月29日	基本方針で取り上げる人権課題、人権救済、骨子案の枠組み
第3回	令和2(2020)年8月18日	基本方針「骨子案」、当事者との意見交換
意見交換会	令和2(2020)年10月6日	外国籍・在日関係者の方々
意見交換会	令和2(2020)年10月12日	NPO法人ワンステップかたつむり国立の方々
意見交換会	令和2(2020)年11月4日	部落解放同盟国立支部の方々
第4回	令和2(2020)年11月24日	基本方針「素案」、意見交換会のふりかえり、ソーシャル・インクルージョンについて
第5回	令和2(2020)年12月22日	素案の審議・検討、分野別人権課題「インターネット上の誹謗中傷」「災害時の要援護者」「感染症、疾病にかかる差別」
第6回	令和3(2021)年6月28日	分野別人権課題「女性」
第7回	令和3(2021)年10月26日	分野別人権課題「職業差別」「高齢者」
第8回	令和3(2021)年11月15日	分野別人権課題「子ども・若者」
第9回	令和3(2021)年11月29日	分野別人権課題「ハラスメント」「刑を終えて出所した人」
第10回	令和3(2021)年12月23日	分野別人権課題「性的指向、性自認」
第11回	令和4(2022)年1月17日	分野別人権課題「アイヌの人々」
第12回	令和4(2022)年5月26日	「人権侵害」「差別」等について、今後の審議の進め方等
第13回	令和4(2022)年6月29日	分野別人権課題「婚外子差別」
第14回	令和4(2022)年7月28日	人権救済、相談支援体制の構築について
第15回	令和4(2022)年8月18日	人権救済、相談支援体制の構築について
第16回	令和4(2022)年9月22日	人権教育、啓発の推進について
第17回	令和4(2022)年10月17日	人権に配慮した環境整備について
第18回	令和4(2022)年11月24日	平和施策について
第19回	令和5(2023)年1月19日	推進体制について
第20回	令和5(2023)年2月9日	基本理念について
第21回	令和5(2023)年4月20日	答申（素案）について
第22回	令和5(2023)年5月25日	答申（案）について
第23回	令和5(2023)年6月29日	答申（案）について

国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例

国立市は、「人間を大切にする」をまちづくりの基本理念として掲げ、平成12年6月に「国立市平和都市宣言」を行い、全ての施策の根幹に人権と平和の尊重を掲げるとともに、全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合うこと（以下「ソーシャル・インクルージョン」という。）を基本としたまちづくりを推進してきた。

国においては、日本国憲法に掲げる基本的人権の尊重と恒久平和の理念の下、人権や平和に関する法制度の整備等の様々な取組が行われてきた。近年では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律及び部落差別の解消の推進に関する法律が制定され、地方自治体においても、地域の実情に応じた差別解消を推進するための更なる取組が求められている。

人権とは、全ての人が生まれながらにして持つ固有の権利であり、誰もが自分らしく生きる権利を保障されている。人は誰もが一人一人異なる存在であることから、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、互いの多様性を認め合うことにより、個人の人権を尊重していかなければならない。そのような日常における相互理解と協力の中に、日々の平和な暮らしが生まれる。

国立市が本条例において掲げる平和とは、単に戦争や紛争がないだけでなく、貧困、飢餓、抑圧、搾取等の社会構造的な困難がなく、かつ、人々の間に不当な差別や暴力を始めとする人権侵害を容認しない意識と、他者への共感、相互の協力、対話といった行動が存在している状態を意味する。このような平和は、多様性を有する個々の人権を尊重することによってこそ、実現することができる。

しかし、今もなお、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等を理由とした不当な差別や暴力等の人権侵害が存在し、日常の暮らしの脅威となっている。また、一人一人の多様性に対する無理解と無関心に起因して、争いや衝突が生じている。そして、この人権侵害や争い等については、誰もが、無意識的に又は間接的に当事者となる可能性を持つ。

そこで、国立市、そして国立市に暮らす私たちは、「人権侵害を許さない」という強い意志とソーシャル・インクルージョンの理念の下、一人一人が当

事者として、自ら考え主体的に行動し、互いの多様性を認め合い人権を尊重することによって平和なまちを実現すること（以下「人権・平和のまちづくり」という。）を目指して、たゆまぬ努力を続けることを決意し、この条例を制定する。

（目 的）

第 1 条 この条例は、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、人権・平和のまちづくりに関する基本的な原則を定め、市長の使命並びに市、市民及び事業者等の責務を明らかにし、人権及び平和に係る施策の基本的事項を定めることにより、人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちを実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 全ての人は、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等にかかわらず、一人一人がかけがえのない存在であると認められ、個人として尊重されなければならない。

（不当な差別及び暴力の禁止）

第 3 条 何人も、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等を理由とした差別（以下「不当な差別」という。）を行ってはならない。

2 何人も、いかなる暴力（身体に対する不法な攻撃及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）も行ってはならない。

（市長の使命）

第 4 条 市長は、第 2 条に規定する基本原則（以下単に「基本原則」という。）に基づき、市の施策を決定する際には、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、人権・平和のまちづくりを推進するものであることを基礎として判断しなければならない。

（市の責務）

第 5 条 市は、基本原則に基づき、人権・平和のまちづくりを推進するため、市政のあらゆる分野において必要な取組を推進するものとする。

2 市は、人権・平和のまちづくりの推進に当たっては、市民、関係行政機関及び市内で事業活動を営む事業者その他の団体（以下「事業者等」という。）との連携を図るものとする。

(市民の権利)

第 6 条 全ての市民は、社会的孤立や排除から援護され、地域社会の一員として、互いに認め支え合うとともに、自分らしく生きる権利を有する。

(市民の責務)

第 7 条 市民は、基本原則に基づき、人権・平和のまちづくりの推進に関する市の施策に協力するとともに、家庭、地域、学校、職場等社会のあらゆる分野における不当な差別を無くすよう努めるものとする。

2 市民は、地域社会の一員として、当事者意識を持ち、協力や対話等を通じて、人権・平和のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第 8 条 事業者等は、基本原則に基づき、人権・平和のまちづくりの推進に関する市の施策に協力するとともに、事業活動を行うに当たっては、不当な差別の解消に努めるものとする。

(基本方針)

第 9 条 市長は、人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本となる方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 人権・平和のまちづくりの推進に係る基本理念

(2) 人権と平和に関する意識向上のための教育及び啓発に関すること。

(3) 人権救済及び相談支援の体制に関すること。

(4) 人権と平和に関する分野ごとの施策に関すること。

(5) 国内外の平和交流に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、人権・平和のまちづくりを推進するために必要な事項

3 市長は、基本方針の策定及び変更（軽微な変更を除く。）に当たっては、あらかじめ第 16 条に規定する国立市人権・平和のまちづくり審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者等（以下「市民等」という。）の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本方針を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(推進計画)

第 10 条 市長は、人権・平和のまちづくりを総合的に推進するための計画

(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

- 2 前条第3項及び第4項の規定は、推進計画の策定及び変更について準用する。

(実態調査の実施)

第11条 市は、人権・平和のまちづくりの推進に関して、必要な実態調査を行い、市の施策に反映させるものとする。

(人権救済のための措置)

第12条 市は、地域の実情に応じて、国等の関係行政機関及び市民等と連携し、不当な差別の解消を始めとする人権救済のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の規定による措置に関し、必要な事項については、第16条に規定する国立市人権・平和のまちづくり審議会において調査及び審議を行う。

(教育及び啓発活動)

第13条 市は、学校教育、社会教育その他の生涯を通じたあらゆる教育の場において、豊かな人権感覚の育成と平和意識の醸成のために必要な取組を行うものとする。

- 2 市は、人権・平和のまちづくりの推進に関して、国内外及び地域の実情に応じた啓発活動に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第14条 市は、市民等との連携を一層強化し、人権・平和のまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制の充実に努めるものとする。

(くにたち平和の日及びくにたち平和推進週間)

第15条 くにたち平和の日は、6月21日とする。

- 2 くにたち平和推進週間は、6月21日から6月27日までとする。

- 3 市は、くにたち平和の日及びくにたち平和推進週間において、人権・平和のまちづくりの推進を図るための事業を実施するものとする。

(審議会の設置)

第16条 人権・平和のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として、国立市人権・平和のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議

を行い、その結果を市長に答申する。

(1) 基本方針及び推進計画に関すること。

(2) 不当な差別の解消を始めとする人権救済のために必要な措置に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、人権・平和のまちづくりの推進に関し市長が必要と認める事項

3 委員会は、市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委 任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年11月国立市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中第74号を第75号とし、第26号から第73号までを1号ずつ繰り下げ、第25号の次に次の1号を加える。

(26) 人権・平和のまちづくり審議会委員

第4条中「第2条第15号から第71号まで」を「第2条第15号から第72号まで」に改める。

第5条第1項中「第2条第72号から第74号まで」を「第2条第73号から第75号まで」に改める。

別表第2中

「

オンブズマン制度審議会委員	〃	9,100円	を
---------------	---	--------	---

「

オンブズマン制度審議会委員	〃	9, 1 0 0 円
人権・平和のまちづくり審議会委員	〃	9, 1 0 0 円

に

」

改める。

国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例施行規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例（平成30年12月国立市条例第37号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(審議会の組織)

第 2 条 条例第16条第1項に規定する国立市人権・平和のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 人権に関する団体の代表者等
- (3) 平和に関する団体の代表者等
- (4) 市民

(審議会の会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、会議への出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(審議会の部会)

第 5 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員の一部をもって構成する部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、それぞれ部会に属する委員の互選に

よって定める。

4 部会は、部会における審議の結果を審議会に報告する。

5 第3条第3項及び第4項並びに前条の規定は、部会の組織及び運営について準用する。この場合において、第3条第3項及び第4項並びに前条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、第3条第3項及び前条中「審議会」とあるのは「部会」と、第3条第4項中「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(審議会の委員等の守秘義務)

第6条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 審議会又は部会（以下「審議会等」という。）に出席した者は、審議会等において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(審議会の庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策経営部市長室において処理する。

(委 任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

